

市民対話集会「ふれあいトーク」実施要領

1 目的

市民協働の理念のもと、様々な活動をしている市民団体等と市長との直接対話を通じて身近なまちづくり施策に市民の声を反映させるとともに、市民の市政への関心と参加意識を高めることを目的とする。

2 名称

この事業は、市民対話集会「ふれあいトーク」（以下「ふれあいトーク」という。）と称する。

3 対象

倉吉市内に居住、または通勤・通学している者で構成された団体等で公募に応募した団体等とする。ただし、次に該当する団体等は、対象外とする。

- (1) 政治的又は宗教的な団体等
- (2) 公序良俗に反する活動をする、又はその恐れがある団体等
- (3) 特定の個人や団体に対する誹謗・中傷を懇談の内容として希望する団体等
- (4) ふれあいトークへの参加人数（当日）が5名を下回る団体等
- (5) その他、事業の趣旨に照らし適当でないと認められる団体等

4 テーマ

各団体等から提起された内容を基に、団体等と倉吉市企画課が調整の上、決定する。

5 実施方法

- (1) 応募団体と市長によるフリートーク方式とし、概ね10名から20名程度の参加者が1時間半程度の懇談を実施するものとする。
- (2) ふれあいトークの出席は、応募団体、市長、テーマを所管する倉吉市担当課及び企画課とする。

6 開催時期

ふれあいトークは年間を通じて実施し、ふれあいトーク決定通知書を受けた団体等との実施は年度中1回限りとする。

7 開催場所

- (1) 開催場所は、応募団体の手配とする。
- (2) 応募団体において会場確保が困難な場合は、市役所等での開催とする。
- (3) 会場の設営は、倉吉市企画課と応募団体が協力して行うものとする。

8 費用の負担

ふれあいトークの実施に係る費用等は、応募団体の負担とする。

9 周知

ふれあいトークについては、市報くらよし、市のホームページ等により周知を図る。

10 応募方法

別紙のふれあいトーク申込書（以下「申込書」という。）を倉吉市企画課へ提出するものとする。

11 実施の決定

参加申込書の提出があったときは、速やかに実施の可否を決定し、ふれあいトーク決定通知書又はふれあいトーク不承認通知書により参加申込者に通知するものとする。

この要領は、平成26年6月4日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。